

議案第 69 号

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 13 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

墨田区立学校施設使用条例（平成 13 年墨田区条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 8 条第 3 号中「の使用」を「を使用すること」に改める。

第 9 条中「又は」を「、又は」に改める。

別表屋内運動場の項中「220 円」を「240 円」に、「380 円」を「410 円」に改め、同表教室（1 教室につき）の項中「160 円」を「170 円」に改め、同表校庭の項中「190 円」を「200 円」に、「310 円」を「340 円」に改め、同表集会施設の項中「930 円」を「1,020 円」に、「1,060 円」を「1,160 円」に、「190 円」を「200 円」に、「210 円」を「230 円」に改め、同表柔道場の項及び剣道場の項中「350 円」を「380 円」に、「460 円」を「500 円」に改め、同表付記に次のように加える。

- 3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額（付記 2 の規定による額を含む。）に当該額の 5 割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

( 提案理由 )

受益者負担の適正化を図るため、使用料の上限額を改定するとともに、新たに区民外料金を設ける必要がある。